

赤穂浪士の評価に見る日本人の「義」について

小林 加代子

お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科
『人間文化創成科学論叢』第一五卷（二〇一二年）
二〇一三年三月発行 抜刷

赤穂浪士の評価に見る日本人の「義」について

小林 加代子

はじめに

「忠臣蔵」で知られる赤穂浪士は義士と呼ばれ、「義」という道徳を身をもって体現した武士の理想像と言われている。「義」とは、儒教で説かれる徳目、五常のひとつに数えられ、正しい行いの基準となる概念である。日本においては特に、武士道精神の中心かつ最も厳格な徳目として認識される。これを踏まえて論じられる、武士道における「義」とは、打算や損得は顧みず人間として正しい道を行くことであり、これが武士として正しくあるということである。武士が守るべきとされる忠義や節義などは「義」から派生したものであり、さらに義士をはじめとして義挙や義民など、「義」を体現した正しい行いや正しい人を指す用語が生まれている。武士たちがこの「義」を武士道精神の中心として捉えていたことは、数ある武士道書、武家の家訓等から読み取れる。例えば、初心の武士に対してその心得を説いた『武道初心集』では、「武士たらんものは義不義の二つをとくと其心に得徳(ママ)仕り」として、武士は「義」と「不義」とをしっかりと心得、「義」に従って行動することが肝要であり、「義」に励むことによって武士道は立ち行くと説いている。赤穂浪士は、この「義」を体現する武士の代表として義士の名を冠されたのである。元禄赤穂事件の発端となる浅野内匠頭長矩による刃傷が起こり、彼への沙汰が公になった時点で、残された赤穂浅野家の浪士たちは早々に吉良を討つのではないかと期待されていたと言われている。『堀内伝右衛門覚書』²⁾は、このことを示す史料のひとつである。ここでは、赤穂浪士のひとりである大石主税について、その忠義と武勇は弁慶にもまして素晴らしいものだと、駕籠かきが述べているさまを記している。武士のような分別を持っていないその日暮らしの者をはじめ、屋敷出入りの町人たちもこのように噂していたことが分かる記録である。そのため翌年十二月、期待通りに討入を行った赤穂浪士が喝采を浴び、義士として祭り上げられることとなったのは自然な流れであると考えられる。

このように赤穂浪士を義士とする世論があった一方で、彼らの討入は必ずしも賞賛されなかったこともよく知られている。そもそもこの討入は正当な手続きが踏まれ

ていなかった。さらに、徒党を組んでの押し入りは禁じられていた。つまり彼らの行為は、法律違反なのであり、反逆者として扱われても良いという見方もあったのである。現に赤穂浪士は赦免されることなく、切腹を言い渡されている。この裁決に至るまで、幕府の有力者間での議論は混乱を極めたと言われる。そこで、当時の將軍側用人であった柳沢吉保は儒家の荻生徂徠に討入の裁決に関する提言を求めた。これに対し徂徠は、公儀の許しも得ずみだりに騒動を企てた点を法的に見逃すわけにはいかないと意の法理論を述べている。將軍徳川綱吉は、統治者としてこの意見を採用了。法に背いた赤穂浪士は死罪、しかし同情できる面もあるため打ち首ではなく、武士らしく切腹という裁決である。幕府の判断に揺れが生じたのは、赤穂浪士の討入を仇討であると認め、武士としての名誉を維持しながら、一方では公の刑法を成立させる必要があったためである。徂徠の意見を取り入れて幕府が下したのは、武士が長年培ってきた封建的な倫理と幕府によって制度化された国家的な秩序とを和解させる方法としての、武士道に従った切腹という裁決であった。しかし、赤穂浪士を死罪としたことは、世論から強い反発を受ける。そして儒学者間ではいつまでも赤穂浪士の「義」をめぐる論争が続く。討入は「義」ではないとされ、それに応じて赤穂浪士は切腹になったのだが、それにも関わらず一般民衆の間では彼らの行いが「義」であり、彼らを義士であると評価は揺るがなかった。赤穂事件は、浅野の殿中刃傷があったから一年後、また討入が行われていない時点において既に注目され、劇化されていた。その後何十年にも渡って多数の義士劇が生み出されていくのであるが、それらの基調は浅野への同情、即日切腹を命じた幕府への批判、そして遺臣たちへの期待、仇討への賛美であった。これらの義士劇を「忠臣蔵」と総称するようになったのは、『仮名手本忠臣蔵』がきっかけである。「忠臣蔵」とは、忠臣たちの物語を集めたものと

〔キーワード〕義／忠義／赤穂義士／武士道／江戸時代

*平成二十三年度生 比較社会文化学専攻

いう意味であり、「仮名手本」には忠義の手本という意味がこめられている⁴⁾。儒学者間では、赤穂浪士が「義」であるか否か、何年にも渡って論じられたにも関わらず、そういった理論的な価値観を介しない一般民衆の感情においては、赤穂浪士は「義士」であるという立場が一貫していたと考えてよいだろう。つまり世論においては、法を犯すという大罪を覆してまでも、彼らを正しいとする。それでは、我々は何をもちて赤穂浪士を「義」であるとしていいのか。

勝部真長はこの問題を、一般民衆における儒教的価値観の受容に関連づけて論じている⁵⁾。勝部によれば、江戸時代に発達した同じ儒学のなかでも「荻生徂徠の主張するシナ風の儒学」の系統と「山鹿素行の主張する日本化された儒学」の系統とがある。前者は「堂々たる天下の大道をいく義としての責任倫理」を説く一方、後者は「血縁的、ないし擬血縁的な、日本的集団の情義にもとづく心情倫理」を受け継ぐものである。このような心情倫理はすでに「素朴なモラル」として廃れかかっており、これにもとづく赤穂浪士の行動は、「利害打算で動く功利的な風潮」であった元禄の世においては「まったく異質な、時代離れのした、古風なモラル」であった。しかし、「一般世論は、滔滔として心情倫理を支持」した。勝部はこの理由について、世論は「理屈の上での「義」とか「不義」を超えて、善くも悪くも自分を可愛がってくれた主君なり、親なりの遺志をつぎ、その無念をはらすという仇討ちを賛美する方向に流れた」と説明している。

では、ここでいう「日本的集団の情義にもとづく心情倫理」とはどのようなものか。和辻哲郎はこのような赤穂浪士への一般民衆の共感を、主君のために命を捨てることを眼目とする古い武士道と、仁義の実現を眼目とする新しい士道の衝突に着目して説明する⁶⁾。全国規模での武士社会の形成は、戦国時代以来受け継がれ成熟してきた武士同士の堅固な主従関係に基づいている。これは元来「戦国の世の中で生れた恩愛と献身に由来する情誼的な関係」であったが、徳川幕府はこの道義心に理論的な拠りどころを与えるために儒教による文教政策を施した。そのため江戸時代中期には、すでにそれまでの「武者の習い」と呼ばれる古い武士道から、儒教的な士大夫の道へと武士道として認識されていたのが、むしろ昔風の武士道であることを示している。和辻はこのことを、まず井原西鶴の『武道伝来記』をテキストとして論証する。『武道伝来記』からは、武士の仇討がいかに意味あるものとして捉えられていたかが読み取れる。この考察において重要となるのは、西鶴の描く仇討は基本的に「果たし合いの原因がき

わめて些細な喧嘩に過ぎない」ということ、そして「殺された親や兄の敵を討つということが、その親や兄の殺された理由と無関係に、それ自身に意義を持つていること」の二点である。第一の問題については、ごく些細な喧嘩が武士たちを果たし合いに駆り立てており、さらにその果たし合いの結果がいつも重大であることを指摘している。これはつまり「西鶴が力を入れて描いているのは、どういう原因にもしろ、とにかく争闘が始まってからの武士の態度である」ということである。それは「名のために惜しげもなく命を捨てるという気概」を示すものであり、侮辱の言葉にたた腹を立てて刀を抜くのではなく、おのれ自身の命を投げ出すことによって武士道にかなう態度となる。第二の問題は「武士の子として、敵討ちは絶対的な義務であって避けることを許されない」ことを示すものであり、親の仇討がいかに重んぜられていたかを論証する。そして西鶴の物語における武士たちは、「ほとんど無意義な争いで敵討ちをひきおこし、そうしてその敵討ちが武士の絶対的な義務」であったとしている。

和辻は、この論理と赤穂事件の評価とを関連付け、このような昔風の武士道の形が世間一般に広まっていたために、民衆たちは直ちに赤穂事件を仇討事件と受け取って賛美したと論じる。つまり、浅野の行動は「侮辱の言葉に対して直ちに刀を抜くのは、いかにも軽率」ではあるが、それが武士たるものの態度であり、その後の赤穂浪士の行動も「その親や兄の殺された理由と無関係に、それ自身に意義を持つ」仇討なのである。さらに和辻は、一般民衆の赤穂事件への評価を検討するにあたり、先述の「堀内伝右衛門覚書」を引用している。この『覚書』は「赤穂義士に対する賞賛の声が社会の最下層にまで行きわたっていることを報告」しており、しかも「義経記の伝統の下にこの敵討ち事件を理解」する形を取っている。そのため「当時の一般人が、同じように義経記や曾我物語の伝統の下に、この敵討ちを義挙として礼賛したことも明らか」であると述べている。こういった考察により、和辻は、当時奨励されていた儒学に基づくいわゆる「士道観」とは異なる昔風の「武士道観」が一般民衆の間には定着していたとする。幕府の体制により次第に官僚化していった武士たちの一方で、一般民衆の理想とする武士像は戦国期に生きていた戦闘者としての武士であったということになる。こういった昔風の武士道では、何よりも家中の主従関係が優先されるため、赤穂事件の問題においても、この道義に従って正しいとされる。しかし当時の政治体制を鑑みると、それは国家の立場に優先し得るものではなかった。

以上のような観点から導き出された和辻の結論は、討入が「義挙」として絶賛されたように、世間の人気では古い武士道が勝つたのだが、実際の社会的感情は新しい士

道が支配していたというものである。そしてこれは、現在の赤穂浪士への一般的な評価である。つまり、当時考えられていた「義」の理念とは特に武士階級において主従関係を支えるものであり、万一それが天下の秩序である「法」と矛盾・対立する場合、幕府は「義」をあくまで「私」の論理に過ぎないとして否定し、罰するということが認識せられたということである。⁷⁾

このように赤穂事件の評価について、「士道」と「武士道」の衝突という問題から説明する方法は源了圓にも見られる。⁸⁾しかし源の場合、赤穂浪士の行動の慎重さに着目し、それを「士道」に則するものと捉える。源はまず「赤穂浪士事件は、主を討たれた武士の劇場的な復讐の事件ではない」とし、その思想と行為の背景には「山鹿素行の兵学と「士道」があった」とする。そして赤穂浪士の討入は『葉隠』に象徴される在来の戦国的武士道にたいするひとつの挑戦でもあった」と論じる。これは、「士道」にもとづく行動が武士の倫理として認められるかという意味での「挑戦」である。つまり、ここでも一般的な武士のイメージが昔風の武士道であることを念頭においていると分かる。しかし源によれば、赤穂浪士はあくまで「士道」の立場を取っている⁹⁾のであり、『仮名手本忠臣蔵』などの町人文芸は、昔風武士道の支配により形成された「庶民の「忠臣蔵」像」にすぎない。

以上のように、赤穂事件を「忠臣蔵」として成立させ、赤穂浪士を義士として賛美される存在にならしめたのは、一般民衆による昔風の武士道への共感であり、それは当時の武士の倫理観に由来するものではないと考えられている。赤穂事件は武士が引き起こした事件であるが、幕府が正統とする武士の倫理からすれば否定的なものであった。それをわざわざ評価を逆転した形の物語にしたところに、武士たちと違った町人の価値観があるとするのが従来の見解である。要するに『仮名手本忠臣蔵』などの町人文芸は、武士の倫理とは無関係であり、あくまでも一般民衆の価値観から生まれたものとするのである。家永三郎は江戸時代町人文芸の作家たちを評して「庶民的倫理の明確な体得者たち」であったとする。⁹⁾彼らは、一般民衆の生活に深く浸透することによって、そこに流れる一般民衆独自の倫理感情を把握して描き出したためである。家永によれば、一般民衆の倫理は決して支配者的立場である武士階級から強制される封建道徳を真つ向から否認するような性格のものではないが、かと言って彼らの生活には封建秩序は必然的に結びついていないため、そこに封建道徳と必ずしも一致しない規範意識の成立する余地があった。さらに家永は、必ずしも封建組織の維持を必要としない一般民衆にとつては、そのような道徳への随順は自発的に選ぶような道

ではなく、一般民衆の生活から自ずと醸成される人倫意識は著しく異なる内容を持つていたとしている。

しかし問題は、赤穂浪士を「義」とし、彼らを賛美する風潮は当時の一般民衆の層だけではなく武士を含めた全国民に広がっていたということである。さらにその傾向は時代を越えて現代に至るまで続いていると言つて良い。¹⁰⁾和辻の言う戦国の世で生れた情誼的な関係はもちろんのこと、武士の社会を成り立たせていた封建道徳は、現在の我々における人倫意識の形成と直接的に関係してはいない。むしろ、そういった道徳は過去の遺物と考える方が自然である。それでも、家永の言うような著しく異なる価値観として捨て置かれることはなく、赤穂浪士の「義」は共感され、それを正しい行いであるとする価値観はそのまま受け継がれていると考えられる。その行為が違法であったことは度外視して、我々は彼らが正義の士であったと判断するのである。このように考えると、赤穂浪士を「義」と賛美する価値観は武士や一般民衆という階級による意識の違いを越えて日本人に備わっているものとすべきなのではないか。

以上の点に着目し、赤穂浪士を「義」であるとすると価値観の思想的背景について考える。そしてそれを前提として、日本人が共通して持つ価値観としての「義」の意味を再検討することが本論の目的である。

第一章 赤穂浪士の記録に見る「義」

(一) 討入の名目としての「義」

江戸城での刃傷から赤穂浪士の討入という一連の事件については様々な噂や論争が巻き起こっていたのだが、当の赤穂浪士らは自身の行為についてどのように考えていたのだろうか。赤穂浪士がどのような意図をもって討入を行ったかに関する代表的な文書が『浅野内匠家来口上』¹¹⁾である。これは、吉良邸討入に関しての趣意書であり、吉良を討つことの名目を、幕府をはじめ広く一般に伝える目的で作成されている。この文書では、まず「内匠儀伝奏御馳走の儀に付き吉良上野介殿へ意趣を含み罷り在り候処、御殿中に於て当座通がれ難き儀御座候か刃傷に及び候」として、浅野が吉良に切り掛かったのは意趣があつたことだと主張される。それは確かに「時節場所を弁まへざるの働き調法至極」ではあつたが、浅野が意趣を持つている限りそれは喧嘩である。さらにその喧嘩を遮られ、吉良を討ち留められなかったことが浅野の「末期残念の心底」であり「家来共忍び難き仕合わせに御座候」と述べる。このため、「君父

の讐共に天を戴くべからざるの儀黙止がた一いとし、彼らの討入の目的は「偏えに亡主の意趣を継ぐ志」であるとの決意表明を行っている。ここでは特に、喧嘩両成敗という武士の法が守られなかったことよって、主君浅野の意趣が残ってしまったことを問題としている。そのため、主君の讐は我々の讐、吉良邸へ討ち入ることは仇討である」と説明する。

喧嘩両成敗法では相争う当事者の理非は問わずに同罪とする。これは戦国の通法、天下の大法と称せられ、武断政治上の代表的な法規定である。しかし徳川政権確立以降は、世の中はある程度の平和が維持されており、こういった法による予防の必要性は以前よりも少なくなっていた。このため、武家諸法度が喧嘩口論禁止を目的とする法規定をおいたのは、わずかに天和三年（一六八三）、徳川綱吉による改正によってのみだった。さらに、理非を論ぜず成敗されることが原則であった喧嘩に対し、十七世紀半ばには、明確に理非の糾明を要求する規定も現れている。とはいえ、徳川政権下で一般的であったのは、喧嘩は両成敗に処せられるという観念の方であったことは否定できない。赤穂城明渡しを目前にして大石が幕府に提出しようとした陳情書には、主君浅野が切腹であるのに吉良はお構いなしというのは「御法式之義者不弁」、つまり幕府法などは知らず武骨一筋に生きる家臣たちを説得できないという旨が述べられている。果たして浅野の刃傷が喧嘩であるのかはまた違った観点から検討されねばならないが、武士間で起きた諍いに關しては、どのような事情であれ双方が罰せられるのが道理と考えるのがかなり一般的な受け取り方であったことが分かる。

(二) 赤穂浪士の書状に見る「義」

次に、こういった名目上のものだけでなく、浪士たち本人の心情が吐露された書状においてはどうか。浪士のひとりである大高源吾は、母に宛てて、討入を行うことに関する心情を述べた書簡を残している。ここでは、源吾の考える「侍の道」「武士の道」について非常に明白に述べられている。例えば、討入計画のために江戸へ下ることについて「一すじにこの様御いきとをりをさんしたてまつり 御家の御ちじよくをすゝき申し」たいということが目的であるとし、これが「侍の道をもたて忠のため命をすてせんその名もあらわし申」すことであると述べる。さらに、浅野の刃傷については「殿様御らんしんとも御座なく上野介殿へ御いしゅ御座候」、つまり浅野は乱心などしておらず明確な意趣があったのだとし、そのため吉良は「まさしくかたき」、討取るべき存在だと主張する。「主人の命をすてられ候程のおいきとおをり

御座候かたきをあんおんにさしおき可申」ようなことは、決して「武士の道」ではない。それゆえに、遺された浪士たちは早速仇を討たなくてはならないという考えである。そして、源吾の書状は次のように続く。「主君のために父母の命をもうしない申事義と申ものゝやみかたきためしにて候」。ここで源吾が「義と申すもの」と述べていることに注目したい。主君の憤りを晴らそうという忠義は、父母の命をも顧みないことではあるが、それが「義」というもので、武士たるもの、そうなるのは致し方ないことであると源吾は述べている。浪士によつて遺された代表的な文書の中では、ここに記された内容が最も明確に彼らの「義」を説明するものである。主君の憤りを晴らそうという忠義は、父母の命をも顧みないことになるが、それを擲つてでも「侍の道」「武士の道」を全うすることがが武士としてなすべき「義」なのである。

赤穂藩の京都留守居役であった小野寺十内も、妻のたんに宛てて次のような書状を遺している。まず、「今の内匠殿には格別の御情けにはあすからず候とも代々御主人くるめて百年の報恩または身ふしようにても一そく日本国に多く候」というように、十内は浅野長矩本人とは関わりが深くは無かった。しかし、代々浅野家に仕えてきた報恩があるため、武士としてこのようなときに覚束ない態度を取つていては「家のきす一門のつらよこしもめんもなく候」とし、ここで深く死ぬことこそが「武士の義理」であると主張する。また十内は、「公儀よりいか様の御とかめにてたとえかはねをさらされ申候とても 少しも恨とも物うしとも思うましく候」と述べており、罪人として扱われることは覚悟の上であった。それでも「忠義に死したるからたを天下の武士に見せて人の心を励まさん事かへつて本望」であり、「末代迄天下に名をのこし書きとゞめん事誠の本望是れに過へからず」とし、自らが身をもって示した忠義はきつと末代まで人々の心を励ますものであらうと考えている。

以上のように、赤穂浪士は、名目上でも、また心情においても、基本的に主君浅野の刃傷は喧嘩であり、それに対する幕府の裁定は喧嘩両成敗に則らない片落ちのものという認識であった。そのため、主君が討ち損じたことを無念に思っている吉良を敵とした仇討ちを行うことが、自身らの「義」の道と考えていることがわかる。これらは、喧嘩両成敗が慣習として生きており、仇討ちが認められていた時代においては、このような武士の生き方が正義であらうという価値観からの判断であった。

第二章 『仮名手本忠臣蔵』と義士の成立

(一) 『仮名手本忠臣蔵』に見る武士の「義」

さて、このような意図をもって討入は行われたのであるが、一般民衆はそれをどのように受け取ったかが次の問題である。当時の一般民衆は、武士とは異なる価値観を持って暮らしていたと考えられている。では、どういった心情をもって、民衆らは武士である赤穂浪士に共感したのか。この解明の手掛かりとして、次に赤穂事件を「忠臣蔵」として定着させた『仮名手本忠臣蔵』について考察する。『仮名手本忠臣蔵』は、赤穂事件から四十七年目に成立している。それまでも多数生み出されていた同一題材の戯曲から、最も好まれた部分を取り上げて再構成し、さらに一段と民衆の意向に沿うように練り上げられた作品である。このため当時の民衆意識を反映するものとして、これ以上のものは無いと考えられる。その冒頭には「国治つてよき武士の、忠も武勇も隠るゝに、たとへば星の昼見え、夜は乱れてあらはるゝ、ためしをこゝに仮名書きの太平の世の、まつりごと」とあり、国が治まった平和な時代にはなかなか見られない、忠義や武勇といった武士の手のような姿を書いた物語であるということが分かる。

物語は、殿中刃傷にいたるまでの確執を描く場面から始まっている。浅野長矩をモデルとする塩冶判官と、その相役である桃井若狭之助が饗応役として登場し、その指導役である高師直の指示を仰いで行動しているが、底意地の悪い高師直は若狭之助に対して憎憎しい態度を取る。桃井は、都の諸武士が列座する中で恥をかかされるのが我慢ならず、その恥をそそぐために師直を斬つて捨てること「武士の意地」であると考える。そして、必ずや師直を討つという意志を家来に告げる。「無念重なる武士の性根、家の断絶、奥が嘆き、思はんにてはなけれど、師直一人討つて捨つれば、天下のため、家の恥辱には代へられぬ」と、このような無念を重ねることは武士としての性根が許さないもので、その恥辱は、お家の断絶や奥方の悲しみなどを思つても代えられないものという考えであった。桃井は、武士としての面目を保つために家を捨てても師直を討つといい、その家来も表面上は称賛する。武士たるものはこうあるべきだという態度で物語が進行することが分かる。

結局、家臣の策謀により桃井の計画は果たされないのだが、師直の悪態に耐えかねた塩冶判官が事件を起こすこととなる。殿中で刃傷に及んでしまった判官は、それによって大きな罰が下される覚悟は出来ていたと告白する。そして大星由良之助に、抱

きとめられたことで師直を討ち漏らした無念を語る。「刃傷におよびしより、かくあらんとはかねての覚悟、恨むらくは館にて、加古川本蔵に抱き留められ、師直を討ち洩し、無念、骨髄に通つて忘れがたし」と述べ、さらに切腹の直前には、鬱憤を晴らしてくれるようにと大星に刀を託すのである。この場面は、「判官の末期の一句、五臓六腑にしみわたり、さてこそ末世に大星が、忠臣、義心の名をあげし、根ざしは、かくと知られけり」として、判官のこの一言こそが、末世のこの世に大星らが忠臣、義心を持った者たちとの名をあげる大本であったとして描かれている。遺された浪士たちは、師直を討ち取ることを望む者、屋敷を枕に討死を望む者、屋敷を明渡して浪人になるうという者の三者に分かれる。やがて殉死を望んでいた者も判官の無念を思つて仇討ちに加わつて義士となり、加わらずに去つた者たちは「義」を達成できなかった者として描かれている。

このように、『仮名手本忠臣蔵』における武士の理想の姿とは、個人的な利欲はもちろん私情も捨てて武士らしく生きるというものである。塩冶の浪士らは、主君の遺言を受けて、命を賭して高師直邸へ討ち入ることを決意した。浪士らには親も妻も子供も居た。別れを惜しんで涙を誘うような描写は無く、むしろそのような犠牲など当然かのような態度である。しかし、描かれていないだけで家族を捨てなければならぬという犠牲の大きさは計り知れないものである。彼らにとつては、そのような犠牲を払つても遺志を継ぐことが、主君への忠義であり武士としての名誉を保つことでもあった。

(二) 『仮名手本忠臣蔵』に見る一般民衆の「義」

この物語に描かれているのは武士の姿だけには留まらない。むしろ、武士としての忠義を全うしようとする浪士を支える、民衆の姿が非常に生き生きと描かれている。例えば、「忠臣蔵」の中でも一躍人気登場人物である早野勘平の妻お軽、そしてその義父にあたる与市兵衛は、農民の出であるが、浪人となつた勘平が義士となることができるようにあらゆる犠牲を払う。勘平が主君の仇を討つための義盟に参加するには、金が必要だと知つたお軽と与市兵衛は、わずかな田地も手放す覚悟であり、さらにはお軽を祇園の遊女勤めに売りに出してまで、その金を工面する。それは「何とぞしてもとの武士にして進ぜたい」と思う一心である。彼らは、勘平に武士の面目を立たせるためには犠牲を惜しまなかつたことが分かる。

これは『仮名手本忠臣蔵』の大きな特徴である。まず、武士としての忠義を実現し

ようとする勘平が居る。そしてお軽は妻として、またお軽の両親は義父母として勘平に対して犠牲を払おうとする。与市兵衛は「まさかの時は切り取りするの侍のならば」、つまり武士はまさかの時ならば強盗をするのも習いだという一節を持ち出し、それならば「女房売つても恥にはならぬ。お主の役に立つる金。調べておましたら、まんざら腹も立つまいと。」という考えで、お軽を売る決心をした。武士が主君のためなら自分の命をも犠牲にするのと同様に、お軽は愛する夫のため、与市兵衛らは愛する娘そしてその婿、つまり義理の息子のための犠牲を払ったのである。主君のために命を賭して奉公するという、武士特有と考えられていた忠義の精神に、民衆が共感し、また自身も同様の価値観で行動しようとする様子がここで見られる。

さらに注目すべき例は、物語終盤で登場する商人、天河屋義平の大立ち回りである。天河屋は堺の大商人で、「金から金を儲け溜め。見かけは軽く、内証は重い暮らしに」と説明されており、かなりの豪商であることがうかがえる。大星は、「天河屋の義平は、武士も及ばぬ男気な者。」と見込んで、この義平に討入道具の手配を一切任せていた。頼まれた義平も、どこからも計略が漏れぬようにと女房を里親へ帰し、召し使いらにも次々難癖をつけて暇を出すほどの周到さである。しかし大星は念には念を入れ、この義平を罠にかけて志を試そうとする。時はすでに討入直前である。大星に頼まれて武器を買ったかどで拷問にかけよとの上意をもって、義平のもとに捕り手が現れる。当然ながら義平は知らぬ振りをするのだが、捕り手らは夕方にすでに運んだはずの長持を持ち出して争われぬ証拠だと迫る。さすがに心もうつろだったが、捕り手が長持を開けようとするところに飛びかかり、中身が見られぬように蓋の上にとつかと座る。そして、これは断じて武器などではなく、さる大名の奥方に頼まれた品々であるから、開けることなど決してできないと方便を述べる。この態度に、大抵のことでは白状せぬと判断した捕り手は義平の息子を人質に取り、真実を言わねば息子の身の上がどうなるかと脅す。それでも義平は顔色を変えず「天河屋の義平は男でござるぞ。子にほだされ、存ぜぬことを、存じたとはえ申さぬ。かつてなんにも存ぜぬ。」と一切口を割らない。これに止まらず、「憎しと思はばその倅。わが見る前で殺したく。」と啖呵を切り、子の愛にほだされぬ性根を見よと決然とした態度を見せた。ここでやっと大星が現れ、心試しであったことを明かすのである。「花は桜木。人は武士、と申せども、いつかなく、武士もおよばぬ御所存。」「人ある中にも人なしと申せども、町家の内にもあればあるもの。」と、義平の信念は武士も及ばぬすばらしいものであったと大星は称え、貴公の一心を借りて手本にしたいと言うほど感じ入

る。そして「惜しいかな。悔しいかな。亡君御存生の折りならば。一方の旗大将。一国の政道。おあづけ申したとて、惜しからぬ御器量。」と三拝九拝して深い敬意を表している。このように平身低頭の対し、義平は付け上がることもなく応じ、「お国の御用うけたまはつてより。経上がったこの身代。判官様の様子うけたまはつて、ともに無念。何とぞこの恥辱すゝぎやうはないかと。」と考えていたところに大星の依頼があったと話す。ただひとつ、情けないのは町人という身の上で、そのために今回の計画にお供が出来ないことである。それを思うと「お主の御恩。刀の威光はありがたいもの。それゆゑにこそお命捨てらるゝ。御うらやましよう存じます。なほも冥途で御奉公。おついでに義平めが。こゝろざしもおとりなし」と思いの丈を述べる。義平はこのように、町人であるから討入に同行出来ないことを嘆き、武士のあり方に羨望のまなざしを向けているのである。この段には義平への賛辞が多く並べられ、「貴公の一心を借り受け、我々が手本とし。」と、『仮名手本忠臣蔵』において忠臣の手本である大星が、義平を「われわれの手本」としている程である。さらに大星は「かねて夜討ちと存ずれば、敵中へ入り込む時。貴殿の家の名を天河屋を、すぐに夜討ちの合言葉。天とかけなば、河と答え。四十余人のものどもが。天よ。河よと、申すなら。貴公も夜討ちにお出でも同前。義平の義の字は義心の義の字。平はたひらか、たやすく本望。」として、義平も義士のひとりと認める態度を取る。義平は町人でありながら、義盟に参加することとなったのである。武士が主君のためなら自分の命をも犠牲にするのと同様に、お軽は愛する夫のため、与市兵衛らは愛する娘そしてその婿、つまり義理の息子のための犠牲を払っている。また、天河屋義平の行動は武士の「忠義」を町人のやり方でもって説明したものとなっていることが分かる。

おわりに

以上で、赤穂浪士が自身らの意志として打ち出した武士の「義」、そしてそれを受けて一般民衆が描き出した「義」、それぞれについて考察した。

武士たちの実際の心情を示した書簡から読み取れる「義」とは、伝統的武士道に由来した精神であり、主従関係を築いてきた主君からの恩に対して自らの命を賭してでも忠義を尽くそうとするものであった。

そして『仮名手本忠臣蔵』では、武士とともに「義」を達成しようとする民衆たちの姿を中心に考察したが、彼らは何を以て武士の「義」に共感していたのだろうか。

『仮名手本忠臣蔵』の民衆は浪士に共鳴し、彼らのために「義」を行う。そこで描かれている「義」とは、まず人と人との信頼関係があるなかで、受けた恩を返そうとする意識であり、たとえそれが自身にとって不利益な内容であっても私情を殺して積極的に達そうとするものであった。彼らは個人的な利欲を捨てて恩に報いようと考えており、それによって世間に対する面目が立つと考えていることが分かる。それは、勘平とお軽のような夫婦関係や、それに伴う義理の親子関係、信頼を前提とした約束という契約関係においてなど、現れ方は様々であるが、その行動はみな塩冶の浪士たちの「義」の達成という統一の価値観に行き着く。さらに、その民衆による「義」とは、武士が滅私奉公によって「義」を行うのと同様に、自身を犠牲にするのも厭わぬものであった。『仮名手本忠臣蔵』で見られる武士の「義」もこれと同じ原理であり、武士とはこのような「義」を守らなくてはならない存在であると考えられていた。なおかつ、それは民衆も持ち得る倫理観であったということが分かる。

このようなことから、「忠臣蔵」とは、武士ではなく一般民衆の価値観から生まれたものであるといわれる。しかし、『仮名手本忠臣蔵』に描かれる民衆は、武士の理想の姿を賞賛するに留まらず、自らもその価値観を体現しようとしていた。これは忠義などのような伝統的武士道として武士階級を中心に受け継がれてきた倫理が、武士のものとして一般的に広く認識されていたというだけではなく、武士以外の立場においても正しく行動するための基準となる倫理として存在していたということである。『仮名手本忠臣蔵』をはじめとする「忠臣蔵」の誕生は、一般民衆の考える武士の理想と赤穂浪士の行動の一致だけではなく、一般民衆も武士も「義」という倫理を一貫して持っていたことをあらわすものなのである。江戸時代中期における儒教的な武士の倫理観の隆盛は、戦乱の無い太平の世となり、武士は戦闘者を自覚する必要がなくなったという社会構造の変化に由来する。それまでの戦闘者らしい武士のあり方は現実的ではなく、かわりに士大夫の道と呼ばれる支配者・指導者としての武士のあり方が叫ばれるようになったのである。こういった変化により、武士の意識のあり方も変わったのは事実であろう。しかし、武士の倫理観がそれとともに変わってしまったとはいえない。武士の倫理の一つである「義」は、武士社会に強く結びついた価値観であるため、通常は武士の思想に由来する言葉に過ぎず、かつ武士社会に特有であるように説明されてきた。しかしただそれだけのものと解釈したのでは、実際の武士の行動や『仮名手本忠臣蔵』などに見られる「義」の表象を説明できない。主従関係や親子関係などにあらわれる「義」は、武士の間はもとより一般民衆の間にも見られ

たのであり、これを各階級・各時代の特徴として区別することはできない。むしろ、日本人としての共通性を示すものである。赤穂事件に関して、そして赤穂浪士を義士と呼ぶことに関しては、『仮名手本忠臣蔵』をはじめとする「忠臣蔵」が示す義士という評価、現実に討入事件を起こした赤穂浪士たちに対する評価とがある。これらはすべて、同じ対象について論じているものであるのに、別のものとして考えられる傾向がある。そのため、当時は武士階級の倫理観形成を目的に導入されていた儒教による「義」とは必ずしも一致しない、赤穂浪士を「義」とする江戸の民衆の特殊性が中心に論じられ、「忠臣蔵」は既に現実味の無い伝統的な武士の生き方に憧憬を感じた民衆による産物であるとされる。しかしながら本論で分析したように、「義」とは、武士や民衆といったある一定の階級意識や生活環境等に関わりなく、またある時代における価値観のみを反映したものではない、日本人が共通して持っている倫理観なのである。

注

- (1) 大道寺友山『武道初心集』(古川哲史校訂『武道初心集』、岩波文庫、一九四三年)
- (2) 赤穂市総務部市史編さん室『忠臣蔵』第三巻、一九八九年
- (3) 荻生徂徠『論四十七士事』(石井紫郎編『日本思想大系27 近世武家思想』、岩波書店、一九七四年)
- (4) 藤野義雄『仮名手本忠臣蔵 解釈と研究(上)』、桜楓社、一九七〇年
- (5) 勝部真長『忠臣蔵にみられる日本的心性』(至文堂『現代のエスプリ 忠臣蔵と日本人』所収、一九七九年)
- (6) 和辻哲郎『日本倫理思想史(三)』、岩波文庫、二〇一二年
- (7) 大石学『元禄時代と赤穂事件』、角川選書、二〇〇七年
- (8) 源了圓『儒学者たちの批判』(中央公論社『歴史と人物』所収、一九七一年)
- (9) 家永三郎『日本近代思想史研究』、東京大学出版会、一九七四年
- (10) 宮澤誠一『近代日本と「忠臣蔵」幻想』(青木書店、二〇〇一年)では、「忠臣蔵」幻想が我々の中に生き続けているとする。赤穂事件の物語的枠組は崩れることなく、それぞれの時代において我々の価値意識を鋭く移す時代の鏡としての役割を果たし続けているとしている。
- (11) 前掲『忠臣蔵』第一巻

- (12) 大木雅夫『日本人の法観念 西洋的法観念との比較』、東京大学出版会、一九八三年
- (13) 前掲『忠臣蔵』第三巻
- (14) 前掲『日本思想大系27 近世武家思想』家永三郎他「解説」
- (15) 前掲『忠臣蔵』第三巻
- (16) 前掲『忠臣蔵』第三巻
- (17) このような、君と臣の一对一のパーソナルな主従意識にいたるまでに、数多の事情があったと考えられる。例えば遺臣の中には、主君との関係よりも「家」の連続性の方を重視する者も多数いた。しかしながら事実上、浅野家再興は成らなかつた。そのため、結果的に亡君とのパーソナルな主従意識だけが残り、「浅野内匠家来口上書」に見られるような心情にいたつたとの見方ができる。(前掲『日本思想大系27』)
- (18) 本論では、長友千代治他編『新編日本古典文学全集77 浄瑠璃集』(小学館、二〇〇二年)より引用している。
- (19) 藤野義雄は民衆意識の表現としての『仮名手本忠臣蔵』について、それが合作であることに着目する。合作の場合、個性を没却して全体にとけこむ心構えが必要である。その中で自己を生かすには趣向に新奇な工夫をこらすこと、民衆の好むところを敏感に察して、これを担当部分に組入れ、万人の共感を得るような想を構えること以外には方法がない。当時の合作者たちは、そのような事情のもとで作劇に従事したため、庶民意識をよく反映したものがあらわれるようになったとしている。(前掲書)

The Japanese sense of justice in “Chushingura”

KOBAYASHI Kayoko

Abstract

In this paper, I treat our sense of justice related to “Chushingura”. “Chushingura” is stories based on a vengeance by the Ako roshi (masterless samurai). It is known as a masterpiece that has continued to fascinate the audience through its captivating story. Those stories describe them Loyalists.

And, also in the real world, their loyalty earned respects and admiration. Despite their vengeance was illegality, people in the Edo period asserted the legitimacy. This climate of public opinion has not changed.

Why public regards the Ako roshi as “Loyalists” though they broke the law. This fact is concerned with our sense of justice. For reconsideration to the meaning of “Justice”, I treat a script of “Chushingura” and the Ako roshi’s wills. These shows sense of “Justice” in Edo period. According to these source books, the situation what we judge “Justice”.

“Justice” of the Ako roshi derives from Bushido. For that reason, this sense tends to be regarded peculiar to the samurai. But, it’s not only the samurai’s sense of value but also the commonalty has the same sense. The commonalty also made a thing of “Justice” from Bushido. This is the very our sense of “Justice” ever succeed in Japan.

Key words: justice, loyalty, the Forty-Seven Loyal Retainers, Bushido, Edo era